

行政のうごき

環境省組織令の一部を改正する政令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律 等について

環境省

<政令(平成29年7月14日施行)>

○環境省組織令の一部を改正する政令

概要

- (1) 環境省組織令の一部改正
 - ・総合環境政策統括官の設置
 - ・総合環境政策局の廃止及び環境保健部の大臣官房への移管
 - ・大臣官房廃棄物・リサイクル対策部の廃止及び環境再生・資源循環局の設置
 - ・地球環境局参事官の設置
 - ・自然環境局総務課の所掌事務の自然環境計画課への移行
 - ・地方支分部局に福島地方環境事務所を追加
 - ・時限で措置された職について設置期間の特例を設定 等
- (2) その他
 - ・福島地方環境事務所の設置に関し、所要の経過措置を規定 等

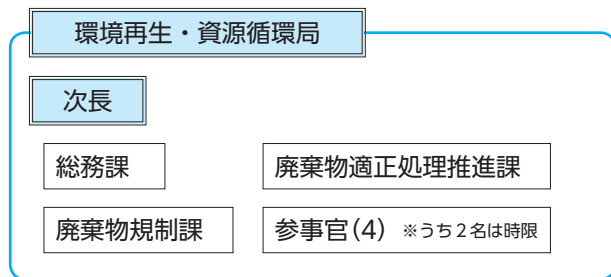


図 環境再生・資源循環局の設置

<法律(平成29年6月16日公布)>

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律

概要

- (1) 廃棄物の不適正処理への対応の強化
 - ①市町村長、都道府県知事等は、廃棄物処理業の許可を取り消された者等が廃棄物の処理を終了していない場合に、これらの者に対して必要な措置を講ずることを命ずることができることと

する。また、当該事業者から排出事業者に対する通知を義務づけることとする。

- ②特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者に、紙マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付に代えて、電子マニフェストの使用を義務付けることとする。また、マニフェストの虚偽記載等に関する罰則を強化する。
- (2) 有害使用済機器の適正な保管等の義務付け

人の健康や生活環境に係る被害を防止するため、雑品スクラップ等の有害な特性を有する使用済みの機器（有害使用済機器）について、

 - ・これらの物品の保管又は処分を業として行う者に対する、都道府県知事への届出、処理基準の遵守等の義務付け
 - ・処理基準違反があった場合等における命令等の措置の追加

等の措置を講ずる 等

<省令(平成29年6月9日公布)>

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(環境省令第十号)

概要

- (1) 特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分基準の追加
- (2) 廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加
- (3) 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る処理基準の追加
- (4) 従来の水銀を含む特別管理産業廃棄物に係る処理基準の追加
- (5) 最終処分場の維持管理基準及び廃止基準の追加